

平成28年10月12日（水曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成28年10月12日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男 君

出席委員（15名）

委員長	山内孝樹君	
副委員長	高橋兼次君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	小野寺久幸君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	佐藤宣明君	阿部建君
	山内昇一君	菅原辰雄君
	西條栄福君	後藤清喜君
	三浦清人君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
管財課長	仲村孝二君
管財課長補佐	菅原武則君
建設課長	三浦孝君
復興市街地整備課長	小原田満男君
復興市街地整備課長補佐	男澤知樹君

復興市街地整備課技術副参事 兼復興拠点整備係長	岡 部 正 信 君
復興事業推進課長	糟 谷 克 吉 君
復興事業推進課長補佐 兼住宅再建支援係長	佐 藤 勉 君
復興事業推進課上席主幹 兼移転促進係長	及 川 幸 弘 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 孝 志
総 務 係 長 兼議事調査係長	畠 山 貴 博

午前10時50分 開会

○委員長（山内孝樹君） 改めて、おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の特別委員会は、7月5日、7月14日に引き続き、志津川中央団地の宅地擁壁工事に関する施工不良についてを調査するため開催するものであります。

まず、本日の会議の進め方ですが、初めに担当課長より原因の究明・検証を踏まえた再発防止対策などについての説明をいただきます。その後、各委員より質疑を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

志津川中央団地の宅地擁壁工事に関する施工不良についてを議題といたします。

担当課長から原因の究明・検証を踏まえた再発防止対策などについての説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、志津川中央団地造成工事における宅地擁壁の施工不良問題についての説明をさせていただきます。

お手元に配付をさせていただきました志津川中央団地造成工事における宅地擁壁の施工不良に関する原因の究明・検証並びに再発防止等についての回答が独立行政法人都市再生機構より9月30日付で最終報告が提出されましたので、ご説明をさせていただきます。この資料でございます。

町長が行政報告でも報告されていたとおり、本年7月14日に当東日本大震災対策特別委員会においてUR都市再生機構より中間報告という形での説明がされておりますが、その内容を含んだ形での最終報告書となっております。

1ページを開いていただければと思います。

右下のほうにページ数を書かせていただいております。

1ページから4ページまでが7月14日の特別委員会で報告、説明のありました原因及び再発防止対策についての記述でございます。1ページの1番につきましては、施工不良に係る原因

ということで、経緯を掲載させていただいております。

2ページでございます。

2ページの①番として施工管理上の原因の整理、2番目としましては品質管理上の原因の整理ということで、前回7月14日に説明をさせていただいております。

3ページをお開きください。

③の原因のまとめということ、それと大きい2番の再発防止対策ということで共同企業体CMJVによる再発防止対策、それと4ページにはURによる再発防止対策ということで、7月14日にUR、CMJVに出席をいただいて説明を受けたというところでございます。

今回最終報告ということで、前回の報告でなかったものということで5ページから新たに最終報告として加わったページでございます。これまで町がUR都市再生機構より部分引き渡しを受けた全ての施設について総点検をしていただきました。

5ページの上から2行目、3行目について点検結果というものでふぐあいが確認されませんでしたということで結果が上の2段に載っております。この結果を導き出すためにどういうことをしたのかということで、(1)から(3)点検の対象、点検の方法、点検工種・項目一覧ということで記載されてございます。

まず1番の点検対象でございます。ことしの7月31日までに町が都市再生機構から部分引き渡しを受けた全ての施設が対象となっております、この表に地区ということで東の東、東の西というふうに書かれてございます。東団地の東工区、東団地の西工区、東団地の北工区、中央団地、それと西団地の東工区、西団地の西工区、拠点道路となっておりますが拠点連絡道路、これは旭ヶ丘団地からおりてくる連絡道路でございます。それと区画整理のエリアというのが点検の対象ということでございます。

(2)の点検方法でございます。①から③まで記載がございます。

①が書類の確認でございまして、各工種の各施工段階での出来形、品質、工事写真の再確認を行いました。②番としましては各地区の各施設において目視、目で見て変位・変状がないかということを確認いたしました。③でございます。その結果をUR都市再生機構の本部及び南三陸復興支援事務所と飛島・大豊・三井共同建設コンサルタントのCMJVの統括管理技術者及び7月1日より今回の問題により新設をいたしました品質保証室というところで確認を実施いたしました。なお、町におきましても最終報告された時点におきまして、出来形、品質、工事写真を突き合わせて確認を実施してございます。

それと(3)の点検工種・点検一覧でございますが、6ページに詳細は掲載してございま

す。

地区、工事成果物、点検工種、点検項目、点検内容とございます。こういった点検工種・項目を点検したのか、点検内容はこういったものを確認したのかということで記載がございませぬ。例えば地区でいうと東の東の地区でございませぬ。工事成果物としましては宅地等の整地、擁壁、道路・舗装、排水施設工、防災施設工というのがありますして、宅地等整地の中には盛り土敷きならし、締め固め状況、宅盤の仕上げ、のり面整形、植生工というものの工種・項目がございませぬ。その点検内容としましては一番右でございませぬが出来形管理表において高さ、厚さ、幅、延長等、出来形管理表をチェックしてございませぬ。また品質管理等も密度とか強度等の確認をしてございませぬ。それと工事写真でございませぬ。工事写真も確認をいたしまして出来形管理表とちゃんと写真が合っているのかということを確認してございませぬ。それと現地の目視確認ということですね。それと品質項目に応じた品質証明書、製品カタログ、あと舗装なんかであれば厚さを確認するためにコアを現地で抜いたりしまして厚さ確認というものをしますので、そのコア等の確認を実施したものでございませぬ。

以上が最終報告ということでUR都市再生機構より報告を受けたものでございませぬ。

次にもう一つ、A4、1枚のカラーのものでございませぬ。中央団地Aブロック擁壁再施工等進捗図をごらんください。

中央団地Aブロックにつきましては全部で46の宅地がございませぬ。そのうち擁壁がある宅地については27宅地でございませぬ。この図面で緑色で囲っている宅地が既に施工が完了したところ、赤色の線で囲っているところが施工中のところとございませぬして7宅地となつてございませぬ。一番最後まで残る、施工の時間がかかるのがこの中でいうとCの30というところで12月の中旬ごろという予定をしてございませぬ。これは移転される方々のスケジュール等を優先させていただきまして工事を実施してございませぬ。このCの30というのが町有地となつてございませぬので町有地を一番最後にということで、工事工程上12月の中旬ごろとなつてございませぬ。また緑色で塗られている宅地、6宅地ほどございませぬが、これは既に入居がされている宅地となつてございませぬ。これがAブロックの現在の施工の進捗でございませぬ。

また図面等は用意してございませぬが、Bブロックの37宅地におきましては7月20日に再施工が完了し、移転を予定される方々に随時お引き渡しを実施しているというところとございませぬ。

今後の再施工の工事におきましては、UR都市再生機構に確実な施工というものをこれまで以上に配慮するよう伝えておりまして、町としましては現場等の確認を適宜行うなど出来形品

質管理の確保に取り組んでまいります。

以上で細部説明とさせていただきます。

○委員長（山内孝樹君） 担当課長による説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。

後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 大きく3点になるかなと思いますが、お伺いいたします。

まず確認も兼ねてというか、先ほど一番最後に説明があったカラーの資料ですけれども、補修と再施工という2つがありますね。施工不良に対する対応が2種類あるということだと思っておりますけれども、これはどのように決めたのか、誰が決めたというか、誰の意向によって補修にしようか、再施工にしようか、どういう基準で選んだのかということをお伺いしたいなと思います。

それから、先ほどのとじられている資料の最後のほうで追加で点検を行いましたというような説明があったと思います。聞きたいことは何をやったのかということです。今、説明の中だと目視です。要は、今まで引き渡した中央団地以外のURなりCMJVなりが手がけた造成工事が行われた場所であるとか、そういう建物であるとか、植生であるとかを見て回ったんだということですよね、基本的には。お伺いしたいのは見て「大丈夫です」「わかりました、じゃあ安心いたしました」となるかしらということです。例えば現場に行ってその場で、ちょっと専門的なことはわからないので、そんな技術的なことが可能なかどうかも含めてお答えいただきたいんですけれども、現場に行ってサンプルを抽出して確認するとか、工事に支障のないあたり、住んでおられる方もいるでしょうから、そういった方々に影響がない範囲で掘り返してみても、果たしてその品質どおりできているかどうかということをチェックする、もしくは、わかりませんが、例えば電波みたいな、音波みたいなものを当てて反響で地中がどうなっているのか調べる、そういうことが可能なかどうかはわかりませんが、そういったことまでやって初めて住民の皆さん、町民の皆さんに対するの安心が担保できるのではないかなと思う部分もありますので、そういったことが技術的に可能なかどうか、またそういったことまでやる必要があるのではないかと町は考えなかったのかどうか、そこもお答えいただきたいなと。

もう一つは追加の点検に関して誰がやったんだということも大事なかなと思うんです。要は、委託して町民の皆さんがついの住みかを建てられる宅地をどうか造成してくださいと、お金は払いますからやってくださいと委託した業者が施工不良があったということですよ。じゃあ点検しますとその人たちにまたやらせてというか、やってもらって「わかりました、皆さんに見てもらったので町としては安心です」と言えるのかしらというところが単純に疑問に思

います。誰か第三者であるとか、そういう専門に調査をしていらっしゃる方がいるのかどうかもわかりませんが、そういったことがあって初めて町としても、もしくは町の職員の皆さんが直接見て、直接調べて、確かに今までやったところは中央団地のようなことはないですねと言ってもらって初めて町民の皆さんは安心できるのかなと思うんですが、施工不良を起こした業者なり会社の方が調べに行ってみてきましたと、見た結果安心ですと言われて納得できる町民がどれほどいるとお考えかなということをちょっとお伺いしたいなと思います。それが大きく2点目です。

それから、やっぱり今後の体制かなと思います。再発防止策に関しては品質保証室をつくったり、昼夜を分かたず7月は昼も夜も中央団地に関しては工事をしていました。今回問題が起きたので、きっとこの後に引き渡される宅地というのは十分な施工管理であるとか、点検というものが行われているものと信じたい思いはありますが、そこについて誰が担保してくれるのかということが大事なかなと思います。例えば中央団地でいえばCブロックは今後の引き渡しです。それが志津川西、東に関してもまだ造成中の宅地がありますね。そういったところは今まで以上に厳重な品質管理が行われているんだということ、何らかの形で提示していただければいいのかなと思うんですが、今の段階で資料の提示というのは難しいと思いますが、こういったことを行っていますということ、この質疑の中で明らかにしていただければ町民の皆さんの安心の一助にもなるのかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 大きく3問ご質問いただきました。

まず、補修と再施工の違いということでございます。町の方針としましては原則再施工ということでBブロックは再施工、全てさせていただきました。Aブロックに関しましては、3月に完成をして既に移転される方々に宅地を引き渡しているということがございまして、既に家を建て始めている宅地もございました。その方々に基本再施工させてくださいということをお伝えしましてご了解をいただきに上がったところでございますが、再施工じゃなくて補修で施工してくださいという形は土地の権利者の方から再施工ではなくて補修で何とか対応してもらえないでしょうかということの話で、決して町で補修でやらせてくださいという形ではなくて土地の持ち主の方の意向ということでございます。

それと2点目、点検で何をされたのかということでございます。

報告書の5ページの(2)番の点検方法です。

①番としましてURとCMJVで点検体制を整えて今までできたものの出来形管理図、品

質、それと出来形管理をつくるときに実際見えなくなるところもありますので、そういうところは写真で管理してございますので、そういう施工写真、出来形写真を見て確認をさせていただいております。それで、おっしゃったとおり写真で確認できなければちょっと掘ったりとか、現地で掘って確認ということも考えられるということでございます。この中央団地の擁壁はまさに写真で確認できるところが一宅地一宅地ということではなくて、施工管理基準のとおり擁壁ですと40メートルに1カ所という形での写真管理でしたので、全てが担保できないということで掘ったりというふうにしました。

今回の点検につきましてはいろいろ点検箇所がございまして、例えば側溝でいいますと側溝なんかも結構な延長がございます。その出来形の管理する何メートルに1カ所管理しなさいよ、何メートルに1カ所写真管理しなさいよということでその書類を見て確認をしたと、UR、CMJVで確認をしたということでございます。この報告を受けて町でもその書類を確認いたしました。確認をして測定のところをちょっと見せてくださいという形で見たら出来形管理図というものと合っていたので、ちゃんとできていますねというようなところで確認は町でもさせていただいたというところでございます。

それと誰が点検したのかということでございますが、URとCMJVで確認をしたと、最後には町でも確認をしたということでございますが、施工をしているグループではなくて、今回7月1日にCMJVですと本社直属の品質管理室というものも新設してございますので、その品質管理室というところとCMJVの統括管理技術者ですね、そちらのほう。URですと南三陸の事務所の職員だけではなくてURの本部からも職員を派遣して確認をしたということでございます。

それともう一点、今後、施工方法、どうやったら町民の方に安心を与えられるのかということでございますが、今現在、中央団地ですとCブロックの施工も始まってございます。Cブロックは今回のA、Bブロックと同じように擁壁を使いますので、従来の40メートルに1カ所の測点の管理ということではなくて一宅地一宅地管理できるように、どういうふうにできていますよということがお示しできるような形で施工状況写真と施工管理と品質管理というものをやっていくということでございます。

そういうことで、施工不良というものが発生してしまいましたが、今後は町民の皆様には安心していただける宅地を提供できるようにという体制をとっているところでございます。

○委員長（山内孝樹君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 今、3点お答えいただきました。課長も仕事上の話なのか、今答弁の中でな

のかわかりませんが、大分緊張感を持ってお答えいただいたような感じがいたしますので、そういう緊張感を持って今回の事案に対しても対応していただいているんだろうなと個人的には思います。

それで一つずつ、もう少し細かくお伺いしたいんですが、補修と再施工に関しては実際にもう工事が始まっていたり、もうお住まいになっていたたり、お住まいになっていた方はいないのかな、もう建築工事は始まっていっちゃったということは私も現地にも行きましたし、承知おきしているところですが、そのお住まいの方、土地を持っておられる方の意向によって、再施工したいんですけれどもとこちらからは説明してお伺いしたが、補修にしてくださいという、逆にぜひ補修のほうがいいんだということで補修にさせていただいたということもあるようですので、それはわかりました。

その中で、当然その地権者の方々とお話しするというか、ご説明するという機会があったんだと思います。それは大変多くの方がいらっしゃいますし、職員の皆さんも同時に、URさんたちと一緒にのかな、お伺いしたんだろうと思いますので、それは大変ご苦労さまだったなと思います。その中で、やはり新しい宅地を引き渡されたのにふぐあいがあったということに対して非常に強いストレスであるとか残念だなという気持ち、実際に工期がおくれたり、引き渡しはBブロックに関しては1カ月おくれたわけですよ、そういった実際影響があったわけです。その人たちに対してのやはり補償というお話になるのかなと思うんですね。前回なり前々回なりのその委員会の中でも、私、慰謝料という言葉をあえて使って、皆さんが納得できる形で誠意を示すことは大事なんじゃないですかということをお願いさせていただきました。今回の最終報告に関してはその内容は入っていないようですので、補修、再施工どちらにしますかと町がコンタクトをとったタイミングが必ずあったわけですよ。であれば、そのタイミングでそういったお話も当然出たのではないかなと思います、そこですね。前回よりももっと一歩踏み込んだ内容が聞けるのかどうか、どのようになっているか、お伺いしたいと思います。

それから、先にそのCブロック含めて今後の体制としては以前よりも厳しい品質管理の基準でやっていくんだということのようですので、ぜひその体制でやっていただきたいなと。

2点目で追加の点検に関していろいろお伺いしました。何をやったのと、誰がやったのと、それで本当に安心なのと聞きました。今お答えいただきましたが、やっぱり誰がやったのというところと何をやったのというところで、今まで当然施工中にやるべきであった品質管理以上のことはどうも行われていないのではないかなというふうに関心を受けました。要は本来ち

ちゃんと管理していればこういった施工不良は当然起きなかったわけですね。新たに追加で検査をしましたと、だから安心ですよと言ってもらうためには、要は写真を見たり、もともと抜いてあったコアを本当にこれでいいのかと確認したりと、その宅地を引き渡すまでに当然行われたであろう品質管理のさまざまな手順をもう一回なぞったのかなと思うんですね。そうになってしまうと、もう一度点検したからやっぱり大丈夫ですと言うにはちょっと弱いのではないかなと個人的には思うんですが、そこをもっと踏み込んで、どうせ追加調査をするのであれば、より安心していただくために何か手は講じられなかったのかしらということを私思うんですが、そのところ専門的に、技術的にどうしてもこれ以上のことは無理ですということであればそのようにお答えいただきたいんですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） まず補償の内容でございます。再施工もしくは補償の工事が始まる前に各権利者、土地をお持ちの方にお話をさせていただいてございます。その中で補償の話もしてございますが、工事が始まる前に確認書という形で、どういう形でということを書面にして確認をしてございます。ただ、その書面にしたものに対して今現在補償契約をしたかということになりますと、まだ契約書という形での書類というふうにはなってございますが、とりあえずはその前段階の確認書ということで確認をさせていただいております。今後、その確認書に基づきまして補償関係の契約書をつくっていくと聞いてございます。

それと再点検の話でございます。そうですね、おっしゃるとおり今まで当然やるべきものの出来形管理とか写真管理、つくっていたものをもう一回見たというものでございます。中央団地のAブロック、Bブロックにつきましては、管理するところから外れたり、管理すべきところでもちょっと写真がなくてやっぱり写真では確認できなかったから実際掘ってみたということで、実際現地でもう一回掘るかというような経緯をたどったということでございます。

今回総点検したところでございますが、ほかの箇所でも総点検したものにつきましては一応書類を全部見て、ちょっと測点、ここでやらなきゃならないところをやっていないんじゃないのか、出来形管理表にこの数値が載っているんだけど、その数値を確認できる写真、こうであるはずなんだけど、ないんじゃないのと、そういうものがちょっと見当たらなかったものですから、それはちゃんとやっているなということを確認できたので、ちょっと中央団地の擁壁とは違うなと思ってございます。

あと現地で掘ってとかいろいろと再点検の方法がございまして、まずは書類で確認して不備があれば実際現地で掘ったりとかなんかいいろいろというものを考えてございまして、とりあ

えず書類の確認を改めてして根拠となるものがそろってございましたので、それで確認をさせていただいたというところでございます。

○委員長（山内孝樹君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 補償の話と追加の点検の話というのは最終的には一緒なんだろうと思ってこの順番で質問させていただいたんですけれども、課長がご自分でおっしゃったように、今回の追加点検で、追加点検と言っていいんですかね、ちょっとどういう表現がいいのかわかりませんが、部分引き渡しを行っている工事成果物のふぐあい発生の有無の点検ということですよ。これを町がよしとするのかどうかという判断、非常に重要だと思うんです。私の立場から申し上げられるのは、要は、今までやっていた検査をもう一回なぞってやっぱり大丈夫でしたと言って誰が信用するのという話は、やっぱりどうしても言わざるを得ないと思います。ただ、今、技術的にどうなんですかという話を聞いたときにはそういったことは不可能ですという話も出てきませんでしたので、じゃあ可能なのかなとも思うんですが、それをやらずにどうか、今回はやらずに、中央団地以外のURが手がけた工事に関してはとりあえず不備はない、書類上の不備はないというような結論に至ったようです。

ただ、その土地を買った人、もしくは借りる人、そこに住んでいく人が納得するかどうかということがやっぱり一番大事だと思うんですね。その上で全ての宅地を今から全部ほっくり返すわけにはいかないでしょうから、どうやって納得してもらおうかといったときに、書類をなぞりましたということではなくて、もう一步今までやらなかった検査をやりましたということがあると、それだけで少し印象は違ってくるのかなと個人的には思いましたが、なぜそれをやれなかったのかということと、そういったことが現実的に、調べるばかりが能ではないというか、実際に影響を受けた皆さんに十分な補償をする、十分な誠意を見せるということでも一つ町民の皆さんが納得する材料にはなるのではないかなと思うんです。そこが今のお話ですとまだ確認書を交わす段階で補償についての契約、こういう補償をしますよということの正式な手続はまだだということのようですので、町としてはその住民の方々がこういうふうに思っているよと、こういうふうに言っていたよということをしっかり伝えて、もう伝わっているんでしょうけれども、十分なお互いに納得する形での契約が結ばれるかどうかということを見届ける責任があるのかなと思います。言いたいことは2回目の質問で大体言ってしまったので3回目どうお答えになるかという難しいと思うんですが、まずその補償のことについて、どういう姿勢で今後町が臨んでいくのかということをお聞かせいただければと思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 補償の内容ですね、まだ1件も契約書とした書類ではまとまっていないというところがございますが、確認書の中でどういうものの補償とか、どういうものにどのぐらい時間がかかりましたよとか、どういう補償の内容にしますかということをお土地をお持ちの方とCMJVとの確認をさせていただいておりますので、その確認の中身的にはお互い納得しているのかなど。それでこれから契約書にする中でその確認書と違うものが出てくるのかどうかですね。その件につきましては町も注意深く最後まで確認をさせていただきたいなと思ってございます。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 前回、前々回に質問した確認をしたいなと思います。前者とダブる点もあろうかと思いますが、まず当時、今答弁していた補償、それから入居者のメンタル面での対応、これらは万全な内容になっているのかどうかです。

それから、いろいろ調査の方法としてここに掲げて確認したというようなことでありますが、この問題そのものは万全な設計図をつくって下請、孫請といたしますか、工事を託したということではありますが、図面どおりやらなかったことが原因ですよ。そういう原因がある中で、これで大丈夫なのかと、これ以上の確認方法はなかったのかと、何かまだまだ心配する部分があると。写真で確認したとかですね。本当であれば、我々から考えれば現場監督なり何なりをふやして四六時中その工事の内容を指揮するのが本当かなというような、そうしないと町民に対して十分な対応ということができてこないのかなど。書類だって何だってこれは卓上で話でありますからね。現場が大事なことでありますから、その辺あたりでもう少しというよりはまだまだ信用性を高めるような確認方法はなかったのかというようなことであります。

それから3つ目です。当時も申しましたがJVの責任というようなことでその流れで来ましたが、直接その工事をした業者へのペナルティーというものは考えるべきじゃないかと申してきたはずですが、その点あたりの進みぐあいはどうなっておりますか。3点です。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 大きく3つご質問いただきました。私から1点目と2点目を回答させていただきます。

補償の内容でございます。ちょっと後藤委員の質問ともかぶりますが、まだ補償の内容の契約までは至っていないということで、土地をお持ちの権利者様にご納得いただける補償の内容になるのかなどと思ってございます。確認書を交わしたときにここちょっとおかしいよとか、これは納得できないというような話はなかったと聞こえてきております。お互いに確認をさせて

いただいて異論がなかったなので、確認書という形で確認をしたということでございますので、その内容に沿った形での補償になるものと思っておりますので、最後まで町としてもかかわりをもって確認をしていきたいと思っております。

また2点目、調査方法でございます。人をふやしてとかいろいろありますけれども、この再点検につきましては、ことしの7月末まで既にでき上がって引き渡しを受けていたものに対しての再点検ということで、今後の施工に関しましては、今回、前回の7月14日に再発防止等の対策でも申しましたが、人をふやしたりとかという形で施工管理をしているところでございますが、7月30日までの引き渡しを受けていたものに関しましては、書類等での確認、それとできたものの目視での確認、不備があれば変位・変状等がでてくるところでございますが目視等によつての変位・変状がなかった。それと書類を再点検した中で必要なところの出来形管理、施工写真、品質管理等々確認をさせていただきまして不備がなかったというものを町でも確認しております。UR都市再生機構、CMJVで確認した後、町でも確認してございますが、それでも問題はなかったと確認をしております。

○委員長（山内孝樹君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 3点目でございます。いわゆる町としてペナルティーを科さないのかというご質問だと思います。前回にも私がお話をした記憶がございますが、基本的に前回の特別委員会の中でCMJVの責任者が責任はCMJVにあるというようなこととお話いたしました。それに対していわゆる発注者であるURがいまだにそういう形のペナルティーをまだ科していないというような状況でございますので、URがペナルティーを科さないうちに町が最初にペナルティーを科すというようなことはない、そういうふうに申し上げておきたいと思っております。

○委員長（山内孝樹君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 補償については前者の答弁も聞いておりますので、これからいろいろと入居者の、いろんな方がおると思っておりますので、それに対応していくということなんでしょうけれども、例えばそこで、これでじゃあいいですよと、そういうことで契約して何カ月か、何年か、何十年とはいいいませんが、その後、ふぐあいが出た場合は、その辺あたりはどのように見ていくのかですね。

それから2つ目なんですけれども、何かできたものを確認しているということであって、できたものというのは表面を確認する、技術的な面もあると思いますが、やっているところは確認していないんでしょう。工事を進めている要は中身ですよ、覆われる部分じゃなくて。その

部分は確認していないんでしょう。問題はそこから始まっているわけですよね。だからそういうことで、あるいはできたものを、表面を確認するというのもそれは今の流れからいってそういう方法しかないのかなと、そんなものわからないわけではないんですが、ここまで来て疑えば切りがないんですけれども、抜き打ちで影響のない、何ていいますか、恐らく悪評も出るんでしょう、そういうところを抜き打ちで掘ってみるとか、そういうようなことは考えているのかいないのかですね。あくまでも書類、あるいはできたものを確認してこれでよしというように済ませるのかどうかですね。その辺あたりですよ。相当説得力といえますか、町民に対しても説得力が求められると思いますので、その辺あたりをどう考えているのか。

それから3つ目、URが采配をしないうちにこっちはできないと。それはごもつともだと思います。ただ、どう考えているのかですよ。それとこの件についてURと一言も話しをといますか、全然話はしていないんですか。まだURの出方をどこまでも見守ると、それから町でどうするか決めるということなんですか。その辺。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 今回、再施工もしくは補修した後でまた何カ月後か、何年か後に異常があった場合どうするのかという、まず1点目のご質問でございますが、異常があれば土地の権利者が町なりもしくはCMJVなりと、施工したところと補償の契約もしてございますので、そういうところに連絡が来るのかなと思ってございます。そういう場合は町に連絡が来れば町で現地確認をしてその中身を見て、CMJVなりURなりに確認をしていただいて私どもでやった工事が異常の原因だというふうになれば、当然瑕疵担保等々の条項もございましてそちらの不備があつての再施工、またなるのかどうかかわからないですけれども、その内容に沿った形での対応を協議させていただくと。それで協議の結果、再施工等々なるのかかわからないですけれども、対応をとらせていただくというところになるのかなと思ってございます。

それともう1点、再点検の中で今回の書類の確認だけではなくて、ほかのところの宅地等々の、町有地のところをちょっと掘ってみてとか、外してみようというようなことですが、宅地につきまして今回L型擁壁等々ございましてこの中央団地だけでございまして。中央団地につきましては、Bブロックは全て再施工ですし、Aブロックも基本27宅地ございまして再施工と補修という形で施工させていただいております。それと今施工中なのがCブロックでL型擁壁をやっております。そちらについては人をふやしてという形での施工管理をしてございまして、町でも現場の確認を、抜き打ちという形ではないですけれども、行ったときに確

認をするというところはしてございます。

それと今回、再調査、総点検したところにつきましては、今回の中央団地みたいなL型擁壁、そういう宅地に関しての影響するような擁壁というものがありません。土を盛ったり切ったりの宅地であったり、道路の舗装であったり、道路の脇に側溝を入れたりというようなことのでございますので、そこに関しては、土に隠れてしまうようなところに関しては施工写真が残っていますので、それで確認をしてきちんと基準どおりなっていたということを確認いたしました。特段また掘って外してというようなことはしてございませんが、そこで確認をさせていただいて不備がなかったなので、それで済としているところでございますが、何か不備でもあれば掘ったり何だりということを考えてところでございますが、書類の確認の中で不備がなかったので外したり何だりというようなものまでは至っていないというところでございます。

○委員長（山内孝樹君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 3点目でございます。基本的には委員がおっしゃるとおり発注者であるURが裁定を下す前に町が最初に裁定を下すというようなことはないという基本的な考え方はそのとおりだと思います。ただし、今回のペナルティーに関しましては、URで検討していないのかというようなことについては照会をして聞いておりますが、検討中であるというようなことは聞いております。ただし、現時点ではまだ中央団地のAブロックにつきましては再施工の最中であると。まだ再施工が完全に終わっていないので、その辺については再施工が完了した後で改めてそちらのほうから連絡が入るというようなことになっておりますので、町が最初に裁定を下すというようなことはないと申し上げておきたいと思っております。

○委員長（山内孝樹君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 総じて言えば怠慢から出た問題ですから、そのために町民がえらい迷惑をこうむっているわけですから、その辺の管理というものをこれでよしというわけにはいきませんので、念には念を入れてこれから完了に向けて進めていっていただきたいなど、そう思います。

それから、そのURの考え方ですか、まだ工事も終わっていないので今途中でどうのこうのというのは、それはごもっともな話だと思います。ただ、検討中ということは何らかの考えとか、いろいろと進めているのかなど。ただ、検討したから必ずしもペナルティーを与えるというものでもないでしょうから、与えるか与えないかを検討しているということでしょうか、それに応じて町も、何ていいますか、今後の委託事業とかいろんなかわりも出てきますので、やはり厳格な対応をすべきだなど、そう思います。終わります。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。

聞きたいことは前者、皆さんありましたので、1点だけお伺いします。

今回点検を行ったのは今回中央団地を行ったJ Vの関連だけだったのでしょうか。URがほかに行った事業についての点検の必要がなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 今回再点検したところでございますが、中央団地だけという形じゃなくて町がURに委託をして7月末までに部分引き渡しを受けた施設全てでございます。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。私も何点か伺いたいと思います。

まず5ページの件に関して点検方法ということなんですけれども、この点検、出来形管理の書類を点検するには大丈夫なんでしょうけれども、目視とそれをあわせて町とか、もしくは第三者的な何か立会人みたいな方たちが一緒に点検するということはできなかったのかということが第1点目なんですけれども、もともとこれはURの報告書なのでそういったことができなかったのか。これまでURとの信頼関係の中でいろんな工事をしてきたわけなんですけれども、前者もいろいろ確認していた安心の担保という形で、やはり当該の事業者だけの点検ではなくて町なり何なりのかかわりがあるのかこの報告だったのか、伺いたいと思います。

第2点目なんですけれども、これも前者の聞いたあれなんです、再施工と補修が同じブロックで分かれているわけなんですけれども、今後、問題というか、ふぐあいは発生しないのかという、そういう確率の面での場面を伺いたいんですけれども。それが第2点目。

第3点目なんですけれども、現時点でいろいろあった補償の問題、補償金、工事の延滞等での賠償金等は支払われているのか、もしくはそういった事案が発生しているのか、伺いたいと思います。

最後、私、参考人が来たときにも伺った件なんですけれども、湧き水に対する対処とか、問題ないのか。もともとこの事案が発生したのは湧き水の悪さで発覚した亀裂とか、そこから始まったんだと私はそう認識しているんですけれども、そういった面に対する対処はどのような形なのか、伺いたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 4点ほど質問いただきました。

まず1点目、点検方法の中で目視等をやるときに町と一緒にかわれなかったのかというこ

とでございますが、この最終報告をまとめるときに、まとめられる前に町で一緒に点検するかというところではないのかなと。まずURとCMJVで確認をして報告書を上げてくるのかなと。その報告書を受けて町でちゃんとそれが正しいのかどうかを確認させていただくというところなのかなと思っております。今回、先ほどもちょっと話をしましたが、この報告書が上がってきてから町でも出来形品質、あと工事写真等の確認を再度突き合わせで確認をしているというところでございます。

2点目、再施工と補修で何か今後、再施工と補修の違いによってふぐあい等が変わってくるのかというご質問でございますが、基本再施工と補修どちらでも目的物としてきちんと成り立つと考えてございますので、その違いによって何か不備が出るというものになるのであれば、町としてもそれは引き受けられないところでございますので、それは再施工、補修であってもきちんとした施工と目的物ということで理解をしてございます。

3点目の補償ですね。補償を既に補償金等で払ったものがあるかということでございますが、現在補償の契約書というものをまだ結んでございませんので、当然まだ補償金の支払いには至っていないと。今後出てくるのかなと思っております。

4点目、湧き水ということでございます。一部の地権者から宅地の下に水が出てと、水が出てというか、水があるよという話、ちょうどこの施工不良の発見に至ったところの宅地の方でございましたが、町では湧き水というものとは考えてございません。当然雨が降れば土にしみ込んだ水が流れたりするのかなと、土にしみ込んでいくのかなと思っておりますが、今野委員が言うような湧き水というものとは認識してございません。当然湧き水が町で確認できれば、その湧き水に対する対策というものも必要となってきた排水溝なりの対策を考えるべきというところでございますが、今回の中央団地におきましては湧き水等の確認は町ではしてございませんので、当然その対策という形ではとってございませんし、今やっているL型擁壁の構造で十分排水溝等の対策はできるのかなと考えてございます。

○委員長（山内孝樹君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今、課長から答弁がありましたけれども、第1点目の立ち合いなんですけれども、今後、何らかの形で工事している間も、現在どうだったのかわからないんですが、町の担当の職員がある程度巡回というんですか、そういう確認をしていたのかどうか。結局委託してそのまま完成になったやつを引き受けるというのか、それとも常時というかある程度の、課長等は行ってみているということは聞いていたんですけれども、現場に。それを今回このようなことが起きたので、なるべく頻度を高めて課長じゃなくとも別の普通の係員とかなんかも見回

る必要があるのかと思うんですけれども、今後の工事に関してどのような形で委託をしたとの、仕事というんですか、町でのかかわりをしていくのか、伺いたいと思います。

この再施工と補修に関しては大丈夫だということなんですけれども、私、不安というか思うのは、今後どちらかにある程度統一したほうが、再施工だったら再施工、補修だったら補修という、例えばブロック一つぐらいを一緒にしたほうが、今後何も起きなければいいんですけれども、起きた場合の対処方法としては、何ていうんですか、楽というのも変な言い方なんですけれども、スムーズにいくのかなと思いましたので、どちらかに統一することはできなかったのかということ伺いたいと思います。

あと現時点で補償その他賠償の支払いはないということなんですけれども、そういう何か声は上がっているのか、賠償、補償の件の、実際届いていなくとも課長の耳に誰か担当の人の耳に入っているのかどうか、伺いたいと思います。

あと湧き水に関する件なんですけれども、課長は湧き水とは考えていないという答弁がありましたけれども、私、不安に思っているのは造成した土地から湧いてくるんじゃないかと、その切り取った上のほうから湧いてくる水が下に流れてきて今回のような悪さをしたという認識だったものですから、その件に関して参考人が来たときも聞いたんですけれども、45号線の暗渠の部分というか、何かこのごろそれっぽい工事みたいなことがあるみたいなんですけれども、45号線との排水の関係の工事等もし進んでいるようだったらそのまんまなのか、伺いたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 済みません。ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分とします。

午前11時56分 休憩

午後1時10分 開議

○委員長（山内孝樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今野雄紀委員への答弁を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 今野委員から質問4点ほどございました。

まず1点目、職員の確認、現場へ行っているのかということでございます。私も当然行っていますけれども、担当係長また担当職員も現地に行って確認をさせていただきます。

それと2点目、再施工と補修、区画を決めてとか統一したらどうかということでございます。きょう配付したこの資料をちょっと見ていただければと思うんですけれども、施工中のと

ころが今現在7宅地ございます。7宅地のうち既にもう擁壁等を施工しているところが、再施工しているところが4宅地ほどございまして、もう埋め戻しの作業をしているようなところでございます。本当にこれから着手しながらL型側溝を再設置するというのがCの14とCの30で二宅地を残すのみということになってございます。それでCの14は地権者の方からぜひ再施工でということも話があったところでございますので、ここは再施工させていただきたいと。Cの30につきましては、町有地になっているところで両隣補修をやっているところでございますが、ここは再施工、町の立場として再施工を選択してございますので再施工をさせていただければと思っております。

3点目、補償の関係でまだ補償の契約をしていないんですけれども、何かそういう補償契約関係、今後出てくるのかと。（「話があったかどうかお願いします」の声あり）話はございます。話はございますので、その確認書を取り交わして今後契約するという段取りでございます。

それと4点目、排水ですね。今現在AブロックとBブロックとそれに絡む区画道路のところに排水溝等々入れてございます。今後、中央団地の防集宅地だと小学校側のところを分ける中央の道路ですか、そういうところも整備してきますのでその道路の脇には側溝が入りますし、その側溝からの水がどこに流れるかという新井田川のほうに流す計画ですので、既に国道45号の下には排水管が入っていますけれども、そこから先の新井田川に結ぶところについては、今後埋め立ての工事にあわせて施工するという形でございますので、排水の工事はきちんと施工していくというところでございます。

○委員長（山内孝樹君） 今野委員。

○今野雄紀委員 第1点目の職員の確認なんですけれども、私、お願いしたいのは絶えずではないんですけれども、見回り、検査に行くというんじゃないかと、何ていうんですか、巡回というんですか、定期的な、もしくは頻繁に巡回することも大切じゃないかと思っておりますので、その点に関して伺いました。

あと補修と再施工に関しては、私がお聞きしたかったのはどっちかに統一できなかったのかということをお聞きしたかったので、現状こうして進んでいるわけなので、その点に関してもわかりました。

あと排水なんですけれども、45号線に排水管を入れるということなんですけど、私、今回の参考人が来たときも質問した経緯があるんですけど、湧き水の件に関してはやはり排水管も必要なんだろうけれども、何らかの暗渠的なものも必要じゃないかと私は思っていました。それが

だめならば、せっかく再施工する際にL字のあれに、何か前も言ったんですけども、側溝のついているL字もあるらしいのでそういったやつを、何ていうんですか、再施工の際に使うのも一つの手だったんじゃないかなと思ひまして、そういったことはできなかったのか。そうすることによって湧き水の分の、降った分のやつは上から流れるので、そうしないと敷地の分の水が全部下にいってしまいそのL字型でとまってしまうので排水が思うようにいかないんじゃないかという懸念があったものですから、その点に関して大丈夫なのか、もう一度だけ伺いたいと思います。

あと最後、つけ加えじゃないんですけども、1点だけ。皆さん、ペナルティーに関して聞いているみたいですけども、私も1点だけ。今回はURには過失がなかったということでこういった報告書が出ているんですが、それで担当したCMJVの方たちにURで何らかの、何か起こしたときに始末書のようなものを書かせることが普通だと思うんですけども、今回そういったことがあったのかどうか、それだけ伺いたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、私、排水の関係ちょっと話をさせていただきます。再施工に際して擁壁と一緒に排水溝、そういう一緒のものもあるのでそういうことはできなかったのかということですが、今回選択したL型擁壁というのはL型擁壁の前には排水溝がつかないタイプということですが。町では宅地に降った雨、表面を走るような水に関しては、当然道路に勾配をつけて水が流れるので排水は道路の脇の側溝に流れるだろうと。宅地に降って表面を走らないで浸透した水に関しましては真下に浸透していくところと擁壁側に寄っていくようなところもあるだろう。当然擁壁にも水抜き穴というものを用意してございます。その水抜き穴から出る水としては、そこまで設置して横断的にずうっと引っ張って行って側溝に抜くような水までは出ないだろうという考えで側溝までの施工は考えていなかったということですが、再施工の際にそれを選択するかというと町の考え的にはそこまで必要がないと思ってございましたので、排水につきましては横断の側溝までは考えていなかったというところでございます。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。失礼しました。最知副町長。

○副町長（最知明広君） 最後のご質問でございます。CMJVからいわゆるURに対して何か始末書らしきものが出たというようなことですが、確認はしておりませんので出ていないと思います。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 この施工不良に関して多くの議員の方々からお話、質問それに対して執行者側の説明といたしますか、お話をずっと聞いておったんですが、何か違うんじゃないかなと全体的にそんな感じをいたしております。

まず、一つずつ聞いていくんですが、まずその補償問題なんですが、先ほど課長のお話ですと地権者とCMJVとのお話で規約を結ぶみたいな、そういうやり方でいいのかなという感じがするんです。町と地権者が協議をして町が業者と交渉するのが筋じゃないのかなという感じがするんですが、私の考え方、間違っていますか。

原因者といいますか、業者のことばかり言うんですが一番の原因者は町ですよ、町が発注したのが悪いんだから。別なところに発注すれば事件が起きなかったかもしれないですよ。それが何か全て業者の責任みたいな話に持っていつているようなのでちょっとおかしいなという感じが私はしているんです。

ペナルティーの話も何かURがまだペナルティーを決めていないから町もペナルティーを出せないというか、科せないみたいな、町はURの子会社ですか。何か話がおかしいなと、笑止千万という言葉がありますが、違うなという感じがいたしております。

間違いなく手抜きというか、イカサマというか、私から言わせると、前から何回も言っているんですが、その施工不良を起こしたのは当たり前なんです。当たり前というか事実なんです。結果的にね、事実。この文書を、きょう問題としているこれに関する原因の究明・検証、再発防止を出してきたんですが、だからどうしたんですかということですよ。言いわけ文書としか受けとめられません。再発防止を読ませてもらいましたがこれは当たり前のこと。今まで当たり前なことをやらないための事件。今度当たり前のことをやります、何で最初からやらないのということですよ、やって当たり前なんですから。この再発防止の文書を見るとやらないほうが悪いんだ。こんなことを書いてよこして、ああ、そうですかと受けて、時間をかけて特別委員会で説明することですか、協議することですか。そうじゃないですか。

何かちょっとおかしいなという思いでずっと聞いておりました。だからどうしたの。町の責任ですよ、これを発注した。そんなことを言ったってこれなんだけれども、再発防止なんて簡単な話ですよ、こういった業者に発注しないこと。実績があるんだから、イカサマをした実績が。

それから、図面、進捗図で先ほど課長のお話ですと再施工と補修と分かれていて、その補修については地権者から再施工ではなく補修でいいですよというような要望、希望というか、ご意見を聞いた上でやったと。それはわかりましたが、補修して後でまた何か起きた場合、その

ときになって私どもは再施工を勧めたんですよと、あなたが補修でいいと言うからやったんですよと、そして後で問題が起きても責任はとりませんよということにならないかという心配があるわけです。その辺の、何ていいますか、文書の取り交わしというのか、今後の補償問題についてのそういうことはどのようにしていくのか。

それから、以前にも何年間とかなんかといろいろこれまでも、補償の期間ですが、いろいろ話がありましたけれども、それから何も書かれていないところがありますよね、例えばCの10とか11、12とか。赤はもうなにしてるからだけれども、そういう何もないところの再施工とか補修とかということはやらなくてもいいところだったのかどうか、その辺ですね。そういうところが出た場合にまたいろいろあると思うんですよね、それが心配なの。その辺のところちょっとお話をさせていただければと思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 何点かございました。

まず補償のやり方についてでございます。今回施工不良ということで、CMJVから施工不良を起こしたので再施工させてくださいということでございますので、その再施工するときに必要な補償につきましてもCMJVが責任を持ってということでございましたので、それは権利者の方とCMJVでの契約ということでございます。

それと再施工と補修を選んで、補修を選んだから、何かあったとき地権者の方が選んだからだめだったんだよと、そういうことは当然ないと考えてございますので、再施工であっても補修であっても万が一これからまた何かあったときというのは差はないと思ってございます。

それとA版のカラーの図面でCの10とか11とか12とか、何も書かれていないところということでございますが、Cの10でいいますとCの10とCの15と、後ろにCの15とあります。擁壁を持っている宅地がCの15でございまして、Cの15の擁壁を外すときにやっぱり若干擁壁の前というのを掘削させてもらわなきゃならないので、掘削幅50センチメートルなり1メートルなりの掘削をさせてもらうのがCの10とか擁壁の全面の宅地となってございますので、当然擁壁は入っていないんですけれども、擁壁の再施工に対して影響があると掘削をさせてもらわなきゃならないというところがございますので、今回全部の宅地がこういう赤だったり緑色だったりで囲われて再施工が完了しているところとか施工中という表現をさせていただいております。ですので、Cの10、Cの11、Cの12とかそういうところに関しては特段擁壁が入っていたというようなことではなくて、再施工に伴う掘削をさせてもらって再施工が終わったらまた掘削したところを埋め戻すという作業をしているというところでございます。ご理解をお願いいたし

たいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 三浦委員。

○三浦清人委員 最初の再施工と補修との同じだとその辺の文書化ということはなっているんですか、規約の中できちんと。要するに安心していただきたいわけですね、住民とすれば。その辺のやっぱり契約書というんですか、その辺きちんとして住民の方にも渡しておかなければいけないのかなと思うので、そここのところです。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） CMJVで保証書というもので文書の取り交わしをします。ですので、今後何かあったときにちょっと不安だなというものがないような形でさせていただきます。いただければと思っております。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で志津川中央団地の宅地擁壁工事に関する施工不良についての質疑を終わります。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのようにとり進めることといたします。

そのほか、委員から特別委員会についてご意見があれば伺います。（「なし」の声あり）ほかになければ、以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） 異議なしと認めます。

以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時30分 閉会